〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は、控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決 を求めた。

当事者双方の主張および証拠の関係は左記を附加するほかは原判決の事実摘示と同一であるからこれを引用する。

控訴代理人は次のとおり述べた。

(一) 固定資産評価審査委員会における審査は、固定資産の評価が適正であるかどうかを審査する手続であるが、それは職権主義を基調とする行政機関による審判手続であつて、書面審理を建前とするものである。そして委員会が固定資産の登録価格の当否を判断するに当つてもつとも重要なことは、その価格が地方税法三四の条五号に定める「適正な時価」に相当するものであるかどうか、それを上廻るものないかどうかを調査することである。その価格が自治大臣の定める固定資産評価基準に基き、誤りなく算定されているかどうか、また他の固定資産の登録価格との均衡がどうかを調査することは、それらが結局登録価格が適正な時価に相当するものであり、あるいはそれを上廻るものでないことを判断するために必要な資料となるという点において、重要性を有するにすぎない。

ところで、右審査手続について審査申出人の申請があれば、口頭審理を行なうことになっているが、それは書面によって十分尽せなかった審査申出の理由を口頭で述る機会を与えるとか、あるいは口頭陳述により申出の真意を正確に把握する事にるというために認められているものというべきである。したがつて、申によるといるであり、また口頭審理を通じてのみ攻撃防禦の方法を尽く口頭審理を必要はないのであり、また口頭審理を通じてのみ攻撃防禦の方法を尽く口頭審理を必要はないのである。そして固定資産評価委員会はしるをいうことも要請されてはいないのである。そして固定資産評価委員会はよるということも審査を行なう場合においてもその機会に審査申出人の国頭不服判し、それを登録価格が適正な時価に相当するものであるかどうかはである。ということにはならないのである。

(二) かりに口頭審理を通して固定資産評価の根拠計算方法等を明らかにする必要があるとしても、評価の根拠、計算方法等が明示されなかつたために申出人が評価に対する不服事由を明らかにすることができないで、審査申出の利益を害されたというような事情が特に認められないかぎり、単に、口頭審理にあたり申出人自体を違法なものとして取り消すことはできないものというべきである。被控訴人の本件審査申出の理由は、当初は、「本件土地を売るために所有して家債のにはないから、売買実例価格で評価するのは全く根拠がないこと、地代のではないから、売買実例価格で評価するのは法治国のやるべきことであるからそのようなものによって評価するのは法治国のやるべきことであるが表しております。

と、土地以外に財産や収入のないものに固定資産税を賦課するのは私有財産制度の否定であること」等きわめて抽象的な事由であつたし、その後口頭審理の際に「道路の巾が六尺で車の通行も不能でありその上建築にも制限を受けている。このような土地について評価上何らかの斟酌がなされないのは不当である」という主張が加えられるに至つたが、いずれにしても評価の根拠、計算方法等が示されなかつたために被控訴人の審査申出の事由の主張になんらかの支障を与えたということは認められないのである。

〇 理由

一、原判決一三枚目表二行目より一四枚目表一〇行目「を与えたものであるが、」までを、ここに、引用する。(但し、一四枚目表三行目中「知識、経験を必要とし」とあるのを「知識、経験を必要とする一面」と改め、同一〇行目中「与えたものであるが」とあるのを「与えたものである。」と改める。) 二、この制度の趣旨(引用にかかる原判決説示の審査請求制度、とくに口頭審理制度の趣旨)にかんがみれば、審査請求者の申請により口頭審理が行なわれる場合には、委員会は、自らまたは処分庁(東京都知事)を通じて最少限度、この口頭審理の手続において、審査請求者が評価に対する不服事由を特定し、明らかにするため に合理的に必要とされる範囲で評価の根拠、方法、手順等を了知できるような措置をとるとともに、この手続においてかようにして明らかにされた不服事由につき審査請求者に反論の主張、立証の機会を与えるべきものであり、委員会がこれらのことを怠るときは、その審査手続は、公正を欠くものとして、違法となるものと解すべきである。

そうして、法が審査請求者の申請があつたときは、特段の事情がある場合を除き、必ず、口頭審理が行なわるべきものとする趣旨は、この申請があるかぎり、対審的手続が正に口頭審理の方式により行なわるべきことと同時に、口頭審理の方式により、申請人に主張・立証の機会を与うべきことを要求する趣旨と解されるので、申請に基づき口頭審理が行なわれる場合には、前記の措置が正に口頭審理の手続において行なわるべきものであると同時に、この措置により明らかにされた不服点について、口頭審理の手続において、審査請求者に反論の主張と立証の機会を与えるべきものであつて、これらのことの行なわれない口頭審理の手続は、法が手続の公正を期するため要求する最少限度の要請を充たさないものとして、違法な手続といわねばならない。

従つて、委員会が口頭審理外で行なつた調査の結果ないししゆう集した資料に基づき、審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をするについては、必ず、一旦、これを口頭審理において申請人の批判にさらし、反論の主張立証の機会を与えるできものであつて、この手続を省略して、これを直ちに審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定の判断資料とすることは許されないものと解するのが相当である。とは別個に、職権で現地調査を行なうことは妨げられない(審査請求者の申立により現地調査を行なう場合でないかぎり、必ずしも、請求者に立会の機会を与えることは要求されていないものと解される。)が、その調査の結果を審査請求の全部若

しくは一部を棄却する判断の資料とするためには、この調査の結果を口頭審理の手 続に上呈し、反論の主張・立証の機会を与えた上でなければならないものと解すべ きである。

そこで、進んで、本件審査手続が実際にどのような状況で行なわれたかを証拠に基づき検討してみるに、成立に争いのない乙第一、二、三号証、同第四号証の一、公文書として真正に成立したものと推定すべき同第四号証の二、三、原審証人A、同Bの各証言及び原審における被控訴人本人尋問の結果(但し右各証言及び本人尋問の結果中後記採用しない部分を除く。)を合せ考えれば、本件審査手続の実情は、概略、次のようであつたと認められ、前記各証言及び本人尋問の結果中この認定と抵触する部分は採用しがたく、他にこの認定を左右するに足りる証拠はない。

- (1) 被控訴人から昭和三九年四月三〇日付で「審査申出書」(乙第四号証の一)が提出されたが、これには、控訴人主張のような抽象的な不服事由が記載され、地方税法第四三三条により口頭審理を請求する旨の記載があつた。
- (2) 委員会の求めにより東京都知事(具体的には、東京都荒川税務事務所係官)から答弁書が提出されたが、その内容は、評価額は地方税法及び固定資産評価基準(自治省告示昭和三八年第一五八号)に従い適法に評価、算定されたものである、という程度の抽象的な理由の記載があるに過ぎず、委員会は、答弁書の写を被控訴人に送付する必要はないとの判断の下に(東京都固定資産評価審査委員会規程第一五条第二項)、送付の手続をとらなかつた。
- (3) 口頭審理開始前である昭和三九年五月一九日、委員会の構成員であるA委員は、東京都荒川税務事務所係官の立会の下に現地調査を行なつたが、被控訴人はこれに立会の機会は与えられなかつた。
- これに立会の機会は与えられなかった。 (4) 口頭審理は、昭和三九年五月二一日、A委員外二名をもつて構成する委員会(東京都固定資産評価審査委員会土地部会)の担当で行なわれ、関係当事者とと被控訴人と荒川税務事務所の係官二名とが出席したが、席上、前記答弁書の理会の説明も行なわれることなく、委員会の側から「審査申出書」記載の不服事は必要の説明も行なわれば忌憚なく申し述べられたい旨の発言があって自動車の通行が不可能である上に、建築基準法により建築制限を受けるのかような幅のの通行が不可能である上に、建築基準法により建築制限を受ける道路のに持てである上に、対し委員会は、本日口述されたところ及び申出を設定を出ているのでこの事実もまた評価ところ及び申出の記述を表示したが、この間口頭審理を終了したが、この間口頭審理を終了したが、この間口頭審理を表示したの結果を通知する旨を告げて、口頭審理を終了したが、この間口頭審理に費された時間は五分程度であった。
- (5) なお、委員会は前記(3)の現地調査の結果等により本件土地のうち一尺幅程度の部分が道路として使用されているとの認識をもつていたが、調査の結果を口頭審理に上呈して、被控訴人に反論の主張・立証の機会を与えることはしなかつた。

れず、かえつて右手続の実態は、いわば、審査請求者の陳情を聴く手続に等しい実 質をもつに過ぎなかつたものと認められる。

「口頭心理の手続において、審査請求者 してみると、控訴人委員会の審査手続は、 が評価に対する不服事由を特定し、明らかにするために必要とされる範囲で、評価 の根拠、方法、手続等を了知できるような措置をとるとともに、この手続におい て、かようにして明らかにされた不服事由につき審査請求者に反論の主張・立証の 機会を与えるべきである」のになんらこのような措置をとつていない点および、職 権による調査の結果を口頭審理に上呈して相手方の批判にさらすことをしないでこ れを審査請求を棄却する判断の資料とした点において、法の要求する公正な手続と しての要件を充たさない、違法のものというべきである。従つて、控訴人委員会の した審査決定は、爾余の争点の判断に立ち入るまでもなく、すでに、この点におい て取消しを免れないものである。

三、してみると、これと同旨の原判決は正当であり、本件控訴は理由がないことと なるので、民事訴訟法第三八四条に則りこれを棄却することとし、控訴費用の負担 につき同法第九五条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 白石健三 杉山 孝 川上 泉)

(原裁判等の表示)

〇 主文

被告が昭和三九年六月一五日付でした原告の納付すべき同年度の固定資産税に係る 東京都荒川区〈以下略〉宅地四四・七五坪(一四七番九三平方メートル)の固定資 産課税台帳に登録された価格についての原告の審査申出に対する棄却決定を取り消 す。 訴訟費用は被告の負担とする。

〇 事実

当事者の申立て

(原告)

主文と同旨の判決

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」 との判決

原告主張の請求原因

原告は、東京都荒川区〈以下略〉宅地四四・七五坪(一四七・九三平方メートル) の土地登記簿にその所有者として登記された同固定資産に関する固定資産税の納税 義務者であるが、その納付すべき昭和三九年度の固定資産税に係る右固定資産につ き東京都知事により決定されて固定資産課税台帳に登録された価格一二三万四、 二〇円に不服であつたので、昭和三九年四月三〇日被告委員会に対し審査の申出を したところ、被告委員会は、同年六月一五日付で該審査の申出を棄却する旨の決定 をした。

しかし、右棄却決定は、左に述べる理由によつて違法である。すなわち (-)(根拠法条の違憲性)

地方税法三四二条一項(七三四条一項)は、都に対して固定資産税の課税権を付与 し、同法三四三条は、固定資産の所有者に対して、その所有目的の如何を問うことなく、一律に固定資産税の納税義務を課し、しかも、同法三五〇条は、標準税率一〇〇分の一・四なる比例税率を定めているが、かかる大衆課税は、居住の目的のみで土地、家屋を所有しているにすぎない低所得者の実質的収入を著しく低減せし め、その健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を奪うものであり、また、同法 三四九条の三ないし五は、大規模償却資産に対する課税標準等の特例を設けて、 般の固定資産の課税標準等に比し大幅な軽減を図つているが、これは、明らかに差 別的な取扱いであるので、これらの規定は、憲法二五条、一四条に違反し、無効で あるというべ無きである。

(手続法上の瑕疵) (\square)

- 被告委員会は、その口頭審理において原告から登録価格決定の根拠ないし 関係資料を明示すべき要求があつたにもかかわらず、これに応ぜず、また、現場調 査にしても、申請人たる原告に対して、立会の機会を与えることなく、都関係者の みの立会によつて行なわれたにすぎない。さらに、被告は、口頭審理において、都 知事の提出した答弁書や現場調査の調書等の写を原告に送付せず、関係書類の口頭 審理への上程さえしなかつた。
 - 本件棄却決定には、「固定資産の価格を決定するにあたつては、地方税法 (2)

第四〇三条により、固定資産評価基準(昭和三八年一二月二五日自治省告示第一五八号、以下同じ。)によつて行なうものとされ、この基準には土地の価格は売買実例価格から評定するものとされている。」との理由が付記されているが、かかる理由は、単に前記土地の価格が法律の規定に従つて評価されたというにとどまり、評価の具体的根拠を示すものでないから、本件棄却決定は、理由の付記を欠くものというべきである。

(3) 原告の審査申出の過程において、都の担当職員が原告の固定資産課税台帳の縦覧を妨害したり、審査申出用紙の交付申請に容易に応ぜず、また、登録価格決定理由の開示を拒否する等の違法行為が存在していたにもかかわらず、本件棄却決定は、かかる違法行為を看過してなされたものである。

(三) (実体法上の瑕疵)

東京都知事の行なつた前記土地(固定資産)の価格の決定は、自治大臣の定めた固定資産評価基準により、予め付設された評点数に標準宅地の売買実例から評定された時価を基礎として算出された評点一点当たりの価額を乗じて求められたものるが、評点一当たりの価額算出の基礎となる標準宅地の時価の算定は、所詮、固定資産評価員の恣意的な推計によらざるを得ないので、その客観的合理性は保ち難く、現に、本件で参考にされたという三つの売買実例も、その選定がいかなる基準によつてなされたかは不明であるばかりでなく、その調査も十分に行なわれず、正常と認められる要素の控除や固定資産評価の立場からみての減算等もなされるので、記土地の価格は到底、同法三四一条五号所定の「適正な時価」とはいい得ない。

このことは、荒川区の幹線道路に面し、間口、奥行ともに広くて利用価値の大である東京電力株式会社所有の尾久変電所の敷地や旭電化工業株式会社の敷地等大企業の所有する土地の価格と比較すれば、極めて明らかである。そればかりでなく、もともと、適正な時価を一率に売買実例価額に求めることは、固定資産を売却のためではなく、原告のように居住のために必要最少限において所有している者にとつては、憲法の保障する最低限度の生活をすら脅かす結果となり、また、法律の改正なくして、今回のごとく固定資産の評価基準のみの変更によつて一挙に従前の六倍にも及ぶ価格の決定を行なうことは、租税法律主義に違反するものというべきである。

第三 被告の答弁

原告主張の請求原因事実のうち、口頭審理の手続が法の規定に違反してなされた点は、すべて否認するが、その余の主張事実は、いずれもこれを認める。 (一) 地方税法三四二条、三四三条、三五〇条および三四九条の三ないし五は、

- (一) 地方税法三四二条、三四三条、三五〇条および三四九条の三ないし五は、いずれも、固定資産税の賦課処分に関する規定であるが、本訴は、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格の適否を争う訴訟であつて、固定資産税賦課処分そのものの取消しを求めるものではないから、右各規定の違憲、無効をいう原告の主張は、排斥すべきである。

(三) およそ、固定資産税の対象となる宅地の評価は、自治大臣の定めた固定資産評価基準(乙第一号証)に従い、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点

二万八、七〇〇円の一、〇四倍に当たる二万九、八〇〇円と算定した。 また、本件標準宅地に沿接する街路の路線価は、前記取扱要領により、本件標準宅地の三・三平方メートル当りの適正時価二万九、八〇〇円を画地係数一、〇四(奥行一〇〇パーセントと側方加算四パーセントの合計)で除して得た二万八、七〇〇円であるが、原告所有地に沿接する街路の路線価は、該街路の幅員が一間半(二・七二七メートル)であつて本件標準宅地に沿接する街路より約一間(一・八一八メートル)狭いので、二万七、六〇〇円と決定した。かくして、原告所有地に付設された三・三平方メートル当りの評点数は、二万七、六〇〇点であり、これに乗ずべき一点当りの価額は、固定資産評価基準に従い、次の算式によつて求められた一円である。

自治大臣の指示平均価額45.172円×評価総地積80.339.266/付設 総評点3.629.092.930=1円

(四) 原告は、東京電力株式会社所有地や旭電化工業株式会社所有地の評価方法と比較して、原告所有地の評価方法の違法をいうのであるが、右各会社所有地は、いずれも、原告所有地から約八〇〇メートル離れたところにあり、その評価の基礎となった路線価は、原告所有地の場合とは異なる標準宅地により決定されているであるから、両者を比較すること自体が失当であるといわなければならない。さらに、この点を詳述すると、東京電力所有の荒川区〈以下略〉の土地の評価の基礎となった路線価付設のために選定されたものであり、右路線価付設のために選定された標準、一三〇〇円である。また、旭電化工業所有の荒川区〈以下略〉ほか十数筆の土地の評価の基礎となった路線価は、三万二、二〇〇円であるが、同土地は、その所

在する地区が大工業地区に指定されているため、工場敷地となつている十数筆の土地は、各筆ごとに評価されずに全体が同一画地として評価され、奥行逓減等の考慮もなされていないので、その三・三平方メートル当りの評価が路線価と同じ額で三万二、二〇〇円と決定され、この場合の標準宅地は、荒川区〈以下略〉の土地で、その三・三平方メートル当りの評価額は、五万六〇〇円である。したがつて、右各会社所有地と原告所有地との価額を比較し、原告所有地の評価が租税公平負担の原則に違反するとする原告の主張は、失当である。 第四 証拠関係(省略)

〇 理由

地方税法の規定によれば、固定資産の価格は、市町村長(都にあつては都知事、以 下同じ。)が、毎年、被告主張のごとき固定資産評価基準の定める複雑な方式、手 順に従つて固定資産評価員の行つた評価に基づいて決定し(四一〇条、七三四条 項参照)、これを固定資産課税台帳に登録する(四一一条参照)のであるが、固定 資産課税台帳に登録された価格について不服のある固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができ(四三二条一項参照)、その申出を受けた審査委員会は、必要と認める調査、審査申出人の提出に係る証拠の取調べ等を行なう(四三三条一項、七項参照)が、特に審査申出人の申請があるときは、 特別の事情がある場合を除き、口頭審理の手続によらなければならず(同条二項参照)、口頭審理においては、審査申出人、市町村長又は固定資産評価員その他関係 者の出席および証言を求めることができ(同条三項参照)、その手続は、公開しな ければならず(同条六項参照)、また、固定資産評価審査委員会の決定に対しては、取消訴訟を提起することができる(四三四条一項参照)が、固定資産税賦課処分の取消訴訟において固定資産の価格ないし固定資産評価審査委員会の決定の違法を与うことは許されない(同条二項、四三二条三項参照)こととなっている。この ように、法律が固定資産の評価について特に不服申立てを認め、また、固定資産評 価審査委員会なる独立した第三者機関を設けてその審査に当たらせることとしてい るのは、固定資産の評価には、専門・技術的な知識、経験を必要とし、多分に主観 的・恣意的な要素の加わる恐れがあるところから、納税者の権利・利益を保護する ために、事後的にもせよ、また、その争訟の方法が限定されているとはいえ、評価 の客観的合理性を担保させ、もつて、固定資産税の適正な賦課に遺憾なきを期せし めんとする趣旨に出たものであるというべく、なかでも、口頭審理の制度は、右の 趣旨を徹底するため、審査申出人に対して手続参加の権利を与えたものであるが、 口頭審理にあつて審査委員会が一自ら又は市町村長ないし固定資産評価員により-審査申出人に対し不服の限度に応じて評価の根拠・計算方法等価格決定の理由を明 らかにすることは、審理の基礎的な要請であり、これによつてはじめて審査申出人 をして法律上保障された攻撃・防禦の方法を尽さしめることが可能となるのである から、審査申出人に対して価格決定の理由を示さずになされた審査決定は、固定資 産課税台帳に登録された価格自体の適否如何にかかわらず、違法なものとしてその 取消しを免かれないと解するのが相当である。

いま、本件についてこれをみるのに、被告委員会が原告の申請によつて口頭審理を行なつたことは、当事者間に争いがないが、所論土地の固定資産課税台帳に登録された価格についての原告の不服の理由が、審査申出の当初はともかくも、口頭をの段階では、所論土地の面接する道路の幅員が六尺(一・ハーハメートル)であって自動車の通行は不能であり、そのうえ、建築制限も受けているので、評価にあたってこれらの事情を斟酌しなかつたのが失当であるという点にあることが判明していたことは、被告の認めて争わないところである。しかるに、本件に現われた全資いたことは、被告の認めて争わないところである。しかるに、本件に現われた全資いたともしても、被告委員会が右の口頭審理にあたり、原告に対してその主張のごとき事情が所論土地の評価にあたつて斟酌されたかどうかを明確ならしめる限度において、その評価の根拠、方法等価格決定の理由を明らかにしたことを認めることができない。

されば、本件審査決定は、すでにこの点において取り消すべきであり、原告の本訴請求は、理由があるのでこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

なお、原告は、地方税法の関係規定の違憲無効を主張しているが、裁判所に与えられた法令審査権は、当該法令の違憲かどうかを決定することが事案の解決のために必要とされる場合に、その必要とされる限度においてのみ行使すべきであるが、本件審査決定の取消しを求める原告の請求の理由あることは、前記説示のとおりであるから、違憲の主張については、敢えて判断を加えないこととした。